

## 町内循環バスの運賃額について

1. 現行運賃額  
一律 200 円
2. 提案運賃額  
一律 200 円

3. 提案理由

南陸運株式会社が運行している町内循環バスについて、先程の協議の結果、路線変更することとなりましたが、路線変更に伴い運行系統にも変更が生じることになります。

路線バスにおいては、運行系統に変更が生じる場合には、運賃の変更も生じることになりますので、運賃の協議も必要になります。

なお、町内循環バスについて、運賃額は一律 200 円と設定していますが、その変更が必要となる場合には、本来、同社から九州運輸局長に対して道路運送法第 9 条の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限認可申請を行い、認可を受けた上で実施することになるものの、申請から認可までに概ね 3 ヶ月を要することになり、場合によっては認可を受けられないこともあり得ます。

そこで、今般、当町では同法施行規則第 9 条の 3 の規定に基づく地域公共交通会議を設置したことを活用し、地域公共交通会議において運賃について協議することとしたいと考えております。

仮に、地域公共交通会議において運賃の協議が調った場合には、同法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条の 2 の規定に基づき、上記の上限認可申請に替え、新運賃実施日の 30 日前までに九州運輸局長に対して運賃設定（変更）届出をすれば足りると定められており、柔軟な運賃設定（変更）が可能になります。

つきましては、今後は地域公共交通会議において運賃について協議することを提案させて頂く次第です。

なお、今回の提案は今後の柔軟な運賃設定を目的としておりますので、運賃額はこれまでと同額の 200 円を提案させて頂きます。